## 田北九州市公報

## 発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

7

**上** 

◇告 示 ページ 〇 指定管理者の指定【市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心 都市整備課】 2 ◇ 病 院 局 ○ 北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 3 ○ 北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 4 ○ 北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 5 正 ○ 第4341号の訂正【上下水道局下水道部施設課】

北九州市告示第27号

北九州市立交通安全センター条例施行規則(昭和60年北九州市規則第14号)第7条の規定により北九州市立交通安全センターの指定管理者を次のとおり告示する。

平成31年1月31日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者は	指定する期間	
名称	住所	1日足りる朔间
特定非営利活動法人I	北九州市小倉北区浅野	平成31年4月1日か
- D O	二丁目14番2号	ら平成36年3月31
		目まで

北九州市病院局管理規程第1号

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月31日

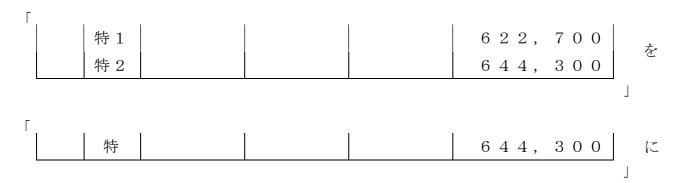
北九州市病院局長 古 川 義 彦

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員給与規程(昭和43年北九州市病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「医療センター院長」を「院長」に、「同表の4級の特2号給の額とし、八幡病院院長の受ける給料月額は同表の4級の特1号給」を「、同表の4級の特号給」に改める。

別表第2のア 医療職給料表(1)中



改める。

付 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

北九州市病院局管理規程第2号

北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成31年1月31日

北九州市病院局長 古 川 義 彦

北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市病院局事務分掌規程(昭和42年北九州市病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条の2を削る。

付 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

北九州市病院局管理規程第3号

北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成31年1月31日

北九州市病院局長 古 川 義 彦

北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員就業規程(昭和43年北九州市病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

関表第1の医療センター<br/>人幡病院の項中

Γ

八幡病院 Α 午前8時 午後5時 勤務時間 4週間を 区分の の小児科 3 0 分 中に45 通じ8日 指定は 、所属 勤務の医 分とし、 所属長の その時限 長が行 師 指定する は所属長 日 う。 が定める

を

医療セン	A	午前8時	午後5時	勤務時間	4週間を	区分の
ターの医		30分		中に45	通じ8日	指定は
師				分とし、	所属長の	、所属
				その時限	指定する	長が行
				は所属長	日	う。
				が定める		
				0		
	В	午前8時	午後9時	勤務時間		
		30分	30分	中に1時		
				間15分		
				とし、そ		
				の時限は		
				所属長が		
				定める。		
	С	午前8時	午後 0 時			

に

		30分	15分			
八幡病院	A	午前8時	午後5時	勤務時間	4週間を	区分の
の小児科		3 0 分		中に45	通じ8日	指定は
勤務の医				分とし、	所属長の	、所属
師				その時限	指定する	長が行
				は所属長	日	う。
				が定める		
				0		

改め、同表の注書第4項を注書第5項とし、注書第3項の次に次の1項を加える。

4 医療センターの医師について平成31年2月1日以後の4週間を計算するに当たっては、同日を初日とし、同日及び同月2日は1週間とみなす。

付 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成31年	4 3 4 1	8	上から1行目	第4号	第1号